

各位

2021年7月30日
アスパラントグループ株式会社
(お問い合わせ先) 浜田 康彦
電話 : 03-3568-2572 (代)
メール : agir@aspirantgroup.jp

日本海洋掘削株式会社ならびに Japan Drilling (Netherlands) B.V. とのスポンサー契約 締結について

アスパラントグループ株式会社(以下、「弊社」)が設立した投資目的会社である株式会社アスパラントグループ SPC8 号(以下、「SPC8 号」)は2021年7月2日付で、日本海洋掘削株式会社(以下、「JDC」)ならびに Japan Drilling (Netherlands) B.V. (以下、「JDN」)とスポンサー契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。弊社の関連ファンドから SPC8 号を通じて JDC に資本参画を行い、さらに、人的資源も投入して経営陣と協調しながら JDC グループの一層の企業価値向上を目指すものです。

JDC は、1968 年の設立以来、日本で唯一の海洋掘削企業として長年に渡り国内外の様々な海域における石油・天然ガスの掘削に取り組み、安全操業・効率的な掘削のノウハウ蓄積に貢献し、安定したエネルギー供給確保の一助を担うことで社会発展に貢献して参りました。また、海洋掘削で蓄積したノウハウを洋上風力の据付など、再生エネルギー分野においても活用すべく、新たな取り組みを進めております。

海洋掘削市況の極端な長期の低迷により業績が悪化し、2018 年に会社更生法を申請しましたが、この度弊社の関連ファンドによる出資をもとに、新生 JDC グループとして再スタートいたします。更生計画変更の認可決定後、2021 年 12 月頃に投資実行を行うことを想定しております。

弊社は、弊社が保有する人材やネットワーク、経営ノウハウ等も活用して、JDC グループの安定した経営基盤の構築、既存事業の持続的な成長及び新規分野の開拓を推進していくことで、JDC ならびに JDN の更生手続きの早期終結を目指してまいります。

以上

■添付資料: JDC のリリース「更生計画変更計画案」提出のお知らせ

2021年7月30日

関係者各位

更生会社 日本海洋掘削株式会社
更生会社 Japan Drilling (Netherlands) B.V.
管財人 日置 隆則
管財人 片山 英二

「更生計画変更計画案」提出のお知らせ

更生会社日本海洋掘削株式会社及び更生会社 Japan Drilling (Netherlands) B.V. (以下2社を合わせて「当社ら」といいます。)は、2019年8月30日に東京地方裁判所へ更生計画案を提出し、同年10月31日に同裁判所から更生計画認可決定を得ておりましたところ、一旦決定しておりましたスポンサーが変更となったことに伴い、本日2021年7月30日に、東京地方裁判所へ更生計画の変更計画案を提出いたしましたのでお知らせいたします。

本日、更生計画変更計画案を提出することができましたのは、ひとえに債権者各位及び関係者の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

既にお知らせしておりました通り、当社らは、2019年3月29日付で投資会社等により設立された会社(以下「旧スポンサー」といいます。)との間でスポンサー契約(以下「旧スポンサー契約」といいます。)を締結し、同年10月31日付の更生計画認可決定を経て、同社による資金拠出に向けた準備を進めておりました。ところが、2020年2月頃より新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大し、同年3月11日には世界保健機関(WHO)がパンデミック宣言を発するに至った状況の中で、同年6月30日付で、旧スポンサーより旧スポンサー契約を解除する旨の通知を受領いたしました。

当社らは、事業の維持・発展及び債権者の皆様に対する確実な弁済を実行するためには、スポンサーの支援を前提とする更生計画を策定し、履行することが望ましいと考えていたところ、アスパラントグループ株式会社より支援検討が可能との意向が表明されました。同社によるデュー・ディリジェンスを経て、2021年7月2日付で、同社が保有管理する出資目的会社である株式会社アスパラントグループ SPC8号(以下「本スポンサー」といいます。)との間でスポンサー契約を締結いたしました。

この度提出いたしました更生計画変更計画案は、本スポンサーから更生会社日本海洋掘削株式会社へ資金支援がなされることを前提として策定しております。なお、更生会社 Japan Drilling

(Netherlands) B.V.は、必要に応じて更生会社日本海洋掘削株式会社より借入を受ける予定としております。

提出いたしました更生計画変更計画案は、今後、裁判所による付議決定を経た後に、債権者の皆様に送付されることとなりますので、債権者の皆様におかれては、付議決定後に送付される更生計画変更計画案をご参照いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、当社らの更生手続きにつきまして、変わらぬご支援とご理解を賜われますようお願い申し上げます。

以 上